［削る］

［削る］

（調査の方法及び期間）

第七条　個人企業経済調査は、総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

2　前項の規定による調査は、調査日の属する年の五月二十日から六月末日までの間において行う。

（期間の変更）

第八条　総務大臣は、前条の規定により行う調査に関し、天災その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間（以下この条において「調査の期間」という。）により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

2　総務大臣は、前項の規定により調査の期間を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間を告示するものとする。

（委託の報告）

第九条　都道府県知事は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二備考第一号の規定により同表四の項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務（第十一条において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を総務大臣に報告するものとする。

（統計調査員の身分を示す証票）

第十条　都道府県知事は、統計調査員に対し、その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を発行し、交付するものとする。

2　統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（調査の方法）

第十一条　個人企業経済調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第二備考第一号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

［新設］

（報告の義務及び方法）

第九条　個人企業経済調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

2　事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

3　前二項の報告は、調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に提出することにより行うものとする。

［削る］

（結果の公表等）

第十条　［略］

（調査票等の保存）

第十一条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

［新設］

（報告の義務及び方法）

第十二条　個人企業経済調査に当たつては、第六条第一項各号に掲げる事項について、調査事業所の個人企業主が報告しなければならない。

2　個人企業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該個人企業主に代わる者は、当該個人企業主に代わつて当該報告を行うものとする。

3　前二項の報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

（調査票等の提出）

第十三条　調査員及び指導員は、都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は、総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

（結果の公表等）

第十四条　［同上］

（調査票等の保存）

第十五条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の個人企業経済調査規則第四条に規定する調査の期間の末日がこの省令の施行前に属する調査については、なお従前の例による。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の項の次に次のように加える。

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）	第九条第三項